

(表)

写真	身分証明書
	第 号
	職及び氏名
	生年月日
	上記の者は、野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第25条第1項の規定により、立入調査を行う者であることを証明する。
	年 月 日発行
	野田市長
	印

(裏)

野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例抜粋
(立入調査等)

第25条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、抑制区域内において太陽光事業を行う者に対し当該太陽光事業に関する報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、営業所、事業所若しくは事業区域に立ち入らせ、太陽光事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に対する質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。